

航空機に向かってレーザー光を照射する等の行為を規制するための航空法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について

平成28年10月28日  
国土交通省航空局

国土交通省では、平成28年9月15日から10月14日まで、航空機に向かってレーザー光を照射する等の行為を規制するための航空法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 実施方法

- ①募集期間：平成28年9月15日（木）～10月14日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

## 2. 意見数

提出意見数11件（提出者13名）

## 3. お問い合わせ先

国土交通省航空局安全企画課意見募集担当  
電話番号03-5253-8696

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
レーザー光は、研究・観測目的等で利用されているが、すべてのレーザー光が規制対象となるのか、その要件について明確にしていきたい。(7件)	今般の規制で対象とするレーザー光は、「可視光線である」ことを省令で明記しております。また、空港周辺の空域内を飛行中の航空機に向かって意図的にレーザー光を照射する行為が規制対象であり、研究・観測目的のレーザー光については、今般の省令改正による規制対象とならないものと解しております。
航空機に向かってレーザー光を照射する等の行為は、航空機の運航に重大な支障を来し、最悪の場合は墜落などを含めた航空事故に直結する犯罪であることから、罰金だけでなく懲役刑を科していただきたい。(2件)	本案に対しご賛同頂いたものとして承ります。 なお、今般の改正は、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を未然に防ぐことを目的としたものであり、現に航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させる等した場合には、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和49年法律第87号)等の法令により適切に処罰されることとなります。
航空機に向かってレーザー光を照射する等の行為は、航空機の墜落を引き起こす危険性がきわめて大きく、乗員乗客のみならず空港周辺住民をも危険にさらす重大なテロ行為である。改正後は徹底した取締りを望む。(2件)	関係機関と協力して、取締りを徹底していきたいと考えております。